

報告第 15 号

健全化判断比率及び資金不足比率について

令和 7 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により次のとおり報告する。

令和 8 年 9 月 2 日

庄原市長 八 谷 恭 介

令和 7 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告書

（ 別 冊 ）

令和 8 年 度

令和 7 年度決算に基づく健全化判断比率
及び資金不足比率報告書

目 次

1 令和7年度決算に基づく健全化判断比率報告書

(1) 総括表	1
(2) 実質赤字比率	2
(3) 連結実質赤字比率	3
(4) 実質公債費比率	4
(5) 将来負担比率	5

2 令和7年度決算に基づく資金不足比率報告書

(1) 総括表	6
(2) 法適用企業	7
(3) 法非適用企業	8

1 令和7年度決算に基づく健全化判断比率報告書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、健全化判断比率を次のとおり報告する。

(1) 総括表

(単位：％)

区 分	実質赤字 比率	連結実質赤字 比率	実質公債費 比率	将来負担 比率
令和7年度決算 に基づく比率	—	—	11.1	64.4
(早期健全化基準)	(12.57)	(17.57)	(25.0)	(350.0)
(財政再生基準)	(20.00)	(30.00)	(35.0)	

注 実質赤字額又は連結赤字額がない場合は、「—」を記載している。

(2) 実質赤字比率

ア 一般会計等の実質収支額

(単位：千円)

会 計 名	歳入総額 A	歳出総額 B	歳入歳出 差引額 C (A-B)	翌年度へ繰り 越すべき財源 D	実 質 収支額 E (C-D)
一般会計	32,462,154	31,934,679	527,475	160,120	367,355
住宅資金特別会計	3,226	2,840	386	0	386
歯科診療所特別会計	19,411	19,411	0	0	0
休日診療センター特別会計	12,638	12,638	0	0	0
合 計	32,497,429	31,969,568	527,861	160,120	367,741

(単位：千円)

イ	標準財政規模	18,366,041
	うち、臨時財政対策債 発行可能額	0

(単位：%)

ウ	実質赤字比率	—
---	--------	---

注 実質赤字額がない場合は、「—」を記載している。

【算定方法】

$$\text{実質赤字比率 ウ} = \frac{\text{アのE欄の合計 (※マイナスの場合のみ)}}{\text{イ}}$$

(3) 連結実質赤字比率

(単位：千円)

区 分	実質収支額、資金 不足又は剰余額	備 考
ア 一般会計等の実質収支額の合計	367,741	(2) アのE欄の合計
イ 一般会計等以外の特別会計の実質収支額の 合計及び公営企業会計の資金不足額又は 資金剰余額 (①+②+・・・+⑨+⑩)	1,585,308	資金不足額がある場合は マイナス計上
① 国民健康保険特別会計	42,805	
② 国民健康保険特別会計（直診勘定）	220	
③ 後期高齢者医療特別会計	17,017	
④ 介護保険特別会計	184,552	
⑤ 介護保険サービス事業特別会計	0	
⑥ 下水道事業会計	65,565	
⑦ 国民健康保険病院事業会計	1,274,386	
⑧ 宅地造成事業特別会計	763	
ウ 標準財政規模	18,366,041	

エ 連結実質赤字比率	—
------------	---

注 連結実質赤字額がない場合は、「—」を記載している。

【算定方法】

$$\text{連結実質赤字比率 エ} = \frac{[\text{ア} + \text{イ}] (\text{※マイナスの場合のみ})}{\text{ウ}}$$

(4) 実質公債費比率

(単位：千円)

区 分	金 額	備 考
ア 地方債の元利償還金 (公債費充当一般財源額)	4,302,319	繰上償還及び満期一括償還元金除く
イ 準元利償還金	901,648	公営企業債繰入金 一部事務組合等の起こした地方債へ 充てたと認められる負担金 公債費に準ずる債務負担行為
ウ 基準財政需要額に算入された公債費 及び準公債費	3,570,482	基準財政需要額 災害復旧費等 事業費補正 密度補正
エ 標準財政規模	18,366,041	

(単位：%)

オ 実質公債費比率（単年度）	11.040	R5 11.280 R6 11.150
カ 実質公債費比率（3か年平均）	11.1	

【算定方法】

$$\text{実質公債費比率（単年度） オ} = \frac{[\text{ア} + \text{イ}] - [\text{ウ}]}{\text{エ} - \text{ウ}}$$

(5) 将来負担比率

(単位：千円)

区 分	金 額	備 考
ア 一般会計等に係る地方債の現在高	33,984,769	一般会計
イ 債務負担行為に基づく支出予定額	338,933	庄原赤十字病院増改築資金 助成など
ウ 一般会計等以外の特別会計に係る地方債の 償還に充てるための一般会計等からの繰入 れ見込額	4,835,440	下水道事業会計など特 別会計への繰入見込額
エ 組合又は地方開発事業団が起こした地方債 の償還に係る地方公共団体の負担見込額	1,337,029	水道企業団、備北地区 消防組合
オ 退職手当支給予定額に係る一般会計等負担 見込額	3,555,777	一般会計等対象職員、 備北地区消防組合
カ 設立法人の負債の額等に係る一般会計等負 担見込額	0	
キ 連結実質赤字額	0	
ク 組合等の連結実質赤字額に係る一般会計等 負担見込額	0	
ケ 地方債の償還額等に充当可能な基金の残高 の合計額	5,710,944	財政調整基金など
コ 地方債の償還等に充当可能な特定の収入	320,573	公営住宅使用料など
サ 地方債の償還等に要する経費として基準財 政需要額に算入されることが見込まれる額	28,489,556	
シ 標準財政規模	18,366,041	
ス 基準財政需要額に算入された公債費及び準 公債費	3,570,482	実質公債費比率 算定項目ウの額

(単位：%)

セ 将来負担比率	64.4
----------	------

【算定方法】

$$\text{将来負担比率 セ} = \frac{[\text{ア} + \text{イ} + \text{ウ} + \text{エ} + \text{オ} + \text{カ} + \text{キ} + \text{ク}] - [\text{ケ} + \text{コ} + \text{サ}]}{\text{シース}}$$

2 令和7年度決算に基づく資金不足比率報告書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、資金不足比率を次のとおり報告する。

(1) 総括表

(単位：％)

区 分	会 計	令和7年度決算 資金不足比率
法適用企業	下水道事業会計	—
	国民健康保険病院事業会計	—
法非適用企業	宅地造成事業特別会計	—
(経営健全化基準) ※公営企業ごと		(20.00)

注 資金不足額がない場合は、「—」を記載している。

(2) 法適用企業

① 資金不足額

(単位：千円)

会 計 名	流動資産 A	流動負債 B	算入地方債 C	資金不足額 又は資金剰余額 D (A-B-C)
下水道事業会計	181,353	115,788	0	65,565
国民健康保険 病院事業会計	1,391,037	116,651	0	1,274,386

注1 流動資産は、控除財源等の控除額を除く。

注2 流動負債は、控除未払金等の控除額を除く。

注3 D欄がマイナス(△)の場合、資金不足額となる。

② 事業の規模

(単位：千円)

会 計 名	営業収益の額 E	受託工事収入の額 F	事業の規模 G (E-F)	備 考
下水道事業会計	433,477	0	433,477	
国民健康保険 病院事業会計	937,517	0	937,517	

③ 資金不足比率

(単位：%)

下水道事業会計	—	※資金剰余比率 15.1%
国民健康保険病院事業会計	—	※資金剰余比率 135.9%

注 資金不足額がない場合は、「—」を記載している。

【算定方法】

$$\text{資金不足比率 ③} = \frac{\text{D (※マイナスが資金不足額となる。)}}{\text{G}}$$

(3) 法非適用企業

① 資金不足額

(単位：千円)

会 計 名	歳入額 A	土地収入 見込額 B	歳出額 C	算 入 地方債 D	計 E (A+B-C-D)	解消可能 資金不足額 F
宅地造成事業特別会計	162	763	162	0	763	0

注1 歳入額は、繰越明許費繰越額等に係る額を除く。

注2 土地収入見込額は、売出を開始している土地について、帳簿価格と時価を比較し、いずれか低い額を計上している。

会 計 名	地方債残高 G	長期借入額 H	計 I (G+H)	資金不足額 又は資金剰余額 J ・ E < 0 場合、E + F 又は 0 のいずれか小さい方 ・ E > 0 場合、E - I 又は 0 のいずれか大きい方
宅地造成事業特別会計	0	0	0	763

注 J 欄がマイナス(△)の場合、資金不足額となる。

② 事業の規模

(単位：千円)

会 計 名	実質黒字額 K	土地収入 見込額 L	資本 M	負債 N	事業の規模 O K+L 又は M+N のいずれか大きい方
宅地造成事業特別会計	0	763	0	0	763

注 資本とは、建設改良費の財源に充てるために起こした地方債の現在高
負債とは、建設改良費以外の財源に充てるために起こした地方債の現在高

③ 資金不足比率

(単位：%)

宅地造成事業特別会計	—	※資金剰余比率 100.0%
------------	---	----------------

注 資金不足額がない場合は、「—」を記載している。

【算定方法】

$$\text{資金不足比率} \quad ③ = \frac{J \text{ (※マイナスが資金不足額となる。)}}{O}$$